

神戸市一般競争入札実施要領

令和6年3月22日 行財政局長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が締結する物品購入、物品賃借、製造その他請負、不用品売却及び工事請負に係る契約のうち、一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により資格を定めて行う入札をいう。以下同じ。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(入札手続)

第2条 一般競争入札は、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）、施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、その他関係法令等のほか、個別の公告、入札説明書に従って実施する。

- 2 一般競争入札の手続は、原則として兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の機能を使用して実施する。
- 3 一般競争入札における個別の公告、入札説明書は、原則として電子入札システムにおける神戸市ページ（以下「神戸市電子入札サイト」という。）に掲載する。
- 4 一般競争入札における個別の入札結果は、原則として神戸市のホームページにて公表する。また、規則第27条の12の落札者等の公告は、原則として神戸市電子入札サイトに掲載する。
- 5 この要領に定めがないものは、個別の公告、入札説明書に従うものとする。

(入札参加資格)

第3条 施行令第167条の5第2項に規定する一般競争入札において入札に参加する者に必要となる資格は、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札については毎年度の開始までに、その他については神戸市物品等競争入札参加資格及び神戸市工事請負競争入札参加資格の申請に関する公表の際に、それぞれ公告を行う。

- 2 物品購入、物品賃借及び製造その他請負契約に係る一般競争入札において、第1項の資格に加えて、施行令第167条の5の2に規定する入札に参加する者に必要な資格は、個別案件ごとに次に掲げる事項のうちから設定する。ただし、第5号については、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札においては設定しない。
 - (1) 神戸市物品等競争入札参加資格の有無
 - (2) 調達物品(対象業務)と同種の物品(役務)の納入(履行)実績
 - (3) 調達物品(対象業務)の納入(履行)に必要な営業許可等の有無
 - (4) 調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入しうることの証明の有無
 - (5) 入札に参加する者の事業所の所在地
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項
- 3 不用品売却契約に係る一般競争入札において、第1項の資格に加えて、施行令第167条の5の2に規定する入札に参加する者に必要な資格は、個別案件ごとに次に掲げる事項のうちから設定する。
 - (1) 神戸市物品等競争入札参加資格の有無
 - (2) 売却物品の引取に必要な営業許可、届出等の有無
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項
- 4 工事請負契約に係る一般競争入札において、第1項の資格に加えて、施行令第167条の5の2に規定する入札に参加する者に必要な資格は、個別案件ごとに次の各号に掲げる事項のうちから設定する。ただし、第6号及び第7号については、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札においては設定しない。
 - (1) 神戸市工事請負競争入札参加資格の有無
 - (2) 入札に参加する者の形態
 - (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による建設業の許可の種類及び区分
 - (4) 建設業法第27条の23第1項による経営事項審査の結果の点数
 - (5) 工事の施工実績
 - (6) 神戸市工事請負入札参加資格者格付要領（平成20年3月17日行財政局長決定）による等級

- (7) 入札に参加する者の事業所の所在地
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項
- 5 第2項第5号及び第4項第7号に規定する入札に参加する者の事業所の所在地の設定にあたっては、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を除き、地元中小業者の育成の観点から、市内に本店を有する者を優先するものとし、市内に本店を有する者で競争性が確保できないとき等は、市内に営業中の支店・営業所を有する者を加えた入札参加資格を設定し、市内に本店を有する者及び市内に営業中の支店・営業所を有する者で競争性が確保できないとき等は、当該入札参加資格は設定しないものとする。

施行 令和6.4.1, 令和7.4.1